

平成 25 年 1 月 7 日

消費者庁 取引対策課 意見募集担当
御中

「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）についての意見」

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会（通称 NACS）

消費者提言特別委員会

〒152-0031 東京都目黒区中根 2 丁目 13 番 18 号

第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678（代） fax03-3718-4015

eメール advisor-consultant@nacs.or.jp

当協会は消費生活アドバイザーと消費生活コンサルタントの有資格者で構成される消費者団体で、協会として消費者相談窓口を設けています。また全国各地の消費生活センター等で相談を受けている会員も多く有し、消費者被害救済に向け奮闘しています。

数年前から、自宅に押しかけた事業者に貴金属等を強引に買い取られるといった被害が増えるなか、平成 23 年 7 月「貴金属の訪問買取に関する研究会」が設立、昨年 3 月に改正法案が国会に上程、新たに「訪問購入」に係る規制を盛り込む「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 59 号）が、8 月 22 日に公布されました。

事業者が訪問購入を行った原則全ての物品について、売主である消費者はクーリング・オフ等が可能であり、また、訪問購入事業者には不招請勧誘の禁止や書面交付義務をはじめとする規制が課される内容で、私たち消費者並びに消費者相談を業務とする者にとりまして画期的なことと高く評価いたしております。

ところがこの度、当該特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行に向けて、法律の規制対象としない物品及び適用除外とする取引態様等を定めることに関して意見募集が実施されることになりました。

日頃の消費生活相談業務の中から現場の声として意見を述べさせていただきます。

1. 【意見の内容】

自動車（二輪を除く）とありますが、法律の規制対象としない物品に指定すべきでないと考えます。

【理由】

中古車に関する消費者トラブルは多発しています。

例えば、①ネットで見つけた自動車買い取り事業者に、出張見積もりを依頼した。事業者が来訪して、30万円の買い取り価格を示され、その程度の価値かと思いい、了承して契約書を交わした。その後、問い合わせしていた別の事業者から高額な買い取り価格を提示されたため、契約から3日後に、解約したいと連絡したが、既に車の売価先が決まったので、解約できないと言われた。契約書には、解約料5万円と記載があるので、支払わないと解約できないのか。

②ネットで検索して、「中古車売却一括見積もり」のサイトに必要事項を記入して登録した。2日前にある事業者から電話があり、その後来訪した。査定額を提示され、躊躇していたが契約を急がされ、仕方なく契約書にサインして、車は引きとられた。売却に必要なと言われた書類は翌日送付した。買い取り金は、書類が届いた3日後に振り込むと記載があるが、もっと別の事業者の見積もりも聞いてから契約したかった。あまりに契約を急がされた事業者に不信感があり、出来れば今から解約したい。

③ネットの無料見積りサイトに情報を入力したところ、多数の業者から連絡があり、訪問してきた業者に契約させられた。キャンセルしたいが認めてもらえない。等の苦情があり、典型的な訪問買取被害と考えます。

これを除外商品とするのは、自動車は登録制でありクーリング・オフになじまない等の事業者業界の主張を考慮されたと思われる。しかし、見積もりのために訪問してきて、それに便乗して契約を迫るというのは、典型的な訪問購入被害の類型で、まさに規制が必要です。

1. 【意見の内容】

書籍とありますが、法律の規制対象としない物品に指定すべきでないと考えます。

【理由】

書籍と一口に言っても、古文書であったり、絶版になりながらにわかに脚光を浴びる書籍があったりと、価格の変動を読みにくいのが古書の世界です。

流通を阻害する種類のものではありませんが、消費者の利益を損なうおそれがあります。除外品とするべきではないと考えます。

1. 【意見の内容】

有価証券とありますが、法律の規制対象としない物品に指定すべきでないと考えます。

【理由】

有価証券の流通を阻害すると危惧されての判断かと思われませんが、これをなぜ除外するのか疑問です。有価証券がらみの劇場型勧誘被害が増えてきていま

す。

例えば、未公開株や社債、怪しい権利への投資を呼びかけ、この業者とは別の業者から「とても価値のある商品で、代わりに買って欲すれば高値で買います」と電話が入る。数百万円で購入したが、業者とは連絡がつかなくなってしまう。お金をだまし取るこの手口を国民生活センターは「買え買え詐欺」と名付け、注意喚起をしています。別の業者を名乗っていますが、同一グループの可能性が高いと推測できます。

複数の人物が登場する「劇場型勧誘」で使われている有価証券には特定商取引法の訪問購入の規制が必要です。規制の除外にすべきではないと考えます。

1. 【意見の内容】

家具とありますが、法律の規制対象としない物品に指定すべきでないと考えます。

【理由】

家具にはアンティーク品として価値の高いものも多くあります。アンティーク市場に詳しい消費者ばかりではないことを考えますと、その引き渡し価格が妥当かどうかの判断は難しいものがあります。消費者の利益を損なうおそれがないと認めることはできません。家具も適用除外品目から外すべきと考えます。

以上